2　前項の派遣労働者の希望については、派遣元事業主が当該派遣労働者に係る労働者派遣が終了する日の前日までに当該派遣労働者に対して聴くものとする。

3　法第三十条第一項のその他雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として厚生労働省令で定めるものは、当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である有期雇用派遣労働者（同項に規定する有期雇用派遣労働者をいい、第一項に規定する者を除く。）とする。

4　法第三十条第一項の派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であつて雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるものは、当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者とする。

第二十五条の二第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条の二」を「第三十一条の二第一項」に改め、同項第一号中「見込み」の下に「、健康保険法（大正十一年法律第七十号）に規定する被保険者の資格の取得、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に規定する被保険者の資格の取得及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）に規定する被保険者となることに関する事項」を加え、同条を第二十五条の六とし、第二十五条の次に次の四条を加える。

（法第三十条の措置の実施の方法）

第二十五条の二　派遣元事業主は、法第三十条第一項の規定による措置を講ずるに当たつては、同項各号のいずれかの措置を講ずるように努めなければならない。

2　法第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による措置を講ずる場合における前項の規定の適用については、同項中「講ずるように努めなければならない」とあるのは、「講じなければならない。ただし、同項第一号の措置が講じられた場合であつて、当該措置の対象となつた特定有期雇用派遣労働者（同項に規定する特定有期雇用派遣労働者をいう。）が当該派遣先に雇用されなかつたときは、同項第二号から第四号までのいずれかの措置を講じなければならない」とする。

（法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項）

第二十五条の三　法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、特定有期雇用派遣労働者等（同項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。以下同じ。）の居住地、従前の職務に係る待遇その他派遣労働者の配置に関して通常考慮すべき事項とする。

（法第三十条第一項第四号の厚生労働省令で定める教育訓練）

第二十五条の四　法第三十条第一項第四号の厚生労働省令で定める教育訓練は、新たな就業の機会を提供するまでの間に行われる教育訓練（当該期間中、特定有期雇用派遣労働者等に対し賃金が支払われる場合に限る。）とする。

（法第三十条第一項第四号の厚生労働省令で定める措置）

第二十五条の五　法第三十条第一項第四号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　前条に規定する教育訓練

二　当該派遣元事業主が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあつては、特定有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

三　その他特定有期雇用派遣労働者等の雇用の継続が図られると認められる措置

第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（法第三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項）

第二十六条の二　法第三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、第二十七条の二第一項各号に掲げる書類が同項に規定する行政機関に提出されていない場合のその具体的な理由とする。

第二十七条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項に定めるほか、派遣元事業主は、法第三十五条第一項の規定により次条第一項各号に掲げる書類がそれぞれ当該各号に掲げる省令により当該書類を届け出るべきこととされている行政機関に提出されていることを派遣先に通知するときは、その事実を当該事実を証する書類の提示その他の適切な方法により示さなければならない。

第二十七条の次に次の一項を加える。

6　第四項の規定は、前項の通知について準用する。

第二十七条の二（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第一項第四号」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第一項第五号」に改める。

第二十八条の二第一号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削る。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（法第三十六条の厚生労働省令で定める基準）

第二十九条の二　法第三十六条の厚生労働省令で定める基準は、過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。

第三十条の次に次の一条を加える。

（法第三十七条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練）

第三十条の二　法第三十七条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練は、法第三十条の二第一項の規定による教育訓練とする。

第三十一条（見出しを含む。）中「第三十七条第一項第八号」を「第三十七条第一項第十二号」に改め、同条第四号中「法第四十条の二第一項第一号の」を「令第四条第一項各号に掲げる」に改め、「条番号及び」を削り、同条第五号中「第四十条の二第一項第二号イ」を「第四十条の二第一項第三号イ」に改め、同条第六号中「第四十条の二第一項第二号ロ」を「第四十条の二第一項第三号ロ」に改め、同条第七号中「第四十条の二第一項第三号の業務について」を「第四十条の二第一項第四号の」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第四十条の二第一項第四号の業務について」を「第四十条の二第一項第五号の」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九　法第三十条の二第二項の規定による援助を行つた日及び当該援助の内容

第二章第三節中第三十三条の前に次の四条を加える。

（法第四十条第二項の厚生労働省令で定める場合）

第三十二条の二　法第四十条第二項の厚生労働省令で定める場合は、当該教育訓練と同様の教育訓練を派遣元事業主が既に実施した場合又は実施することができる場合とする。

（法第四十条第三項の厚生労働省令で定める福利厚生施設）

第三十二条の三　法第四十条第三項の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次のとおりとする。

一　給食施設

二　休憩室

三　更衣室